共　同　研　究　契　約　書

　群馬県農業技術センター（以下「甲」という。）と、○○○○株式会社（以下「乙」という。）とは、次の条項に従い、○○○○○○の実施及び成果の取り扱いに関する契約を締結する。

（共同研究）

第１条　甲及び乙は、次の研究を共同で実施する。

　１　研究課題　　○○○○○○○○○○○○

　２　研究目的

　○○○○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・のために試験を実施する。

　３　研究内容

|  |  |
| --- | --- |
| 研究項目 | 研　究　内　容 |
| ○○○○○○○○ | ・○○○○○○○○○○○○○○○○。  ・○○○○○○○○○○○○○○○○ |

　４　期待される成果　　○○○○○○○○○○○○○○○○

（研究期間）

第２条　本研究の実施期間は、令和６年　月　日から令和７年３月３１日までとし、研究が終了しないときは更新することができる。

（共同研究の分担）

第３条　甲及び乙は、それぞれ別表１に掲げる研究を分担し、その管理を行うものとする。２ 乙は、共同研究を行うための費用の総額である金　　　　　　円に１／２を乗じて得た額を負担することとし、この契約の成立した後に金　　　　　　円を県に支払うものとする。

３　甲及び乙は、それぞれ別表２に掲げる実施場所において本共同研究を実施し、同表に　掲げる担当部署の研究員を本共同研究に参加させる。

（共同研究の中止）

第４条　甲及び乙は、天災やその他やむを得ない理由により共同研究の継続が困難となっ　たときは、協議の上、当該共同研究を中止することができる。

（特許出願）

第５条　甲及び乙は、共同研究の結果、それぞれ甲又は乙に属する研究員が期待される成　果以外の成果に係わる発明を行い、当該発明に係わる特許出願を行おうとするときは、あらかじめ乙又は甲と協議するものとする。

（特許の共同出願）

第６条　甲及び乙は、共同研究の結果、それぞれ甲又は乙に属する研究員が期待される成　果に係わる発明を共同で行い、当該発明に係わる特許出願を行おうとするときは、共同で行うものとする。ただし、甲乙一方が当該発明に係わる特許を受ける権利を放棄した場合は、甲乙他方の当事者が独自に出願することができる。

２　甲及び乙は、前項の共同出願を行おうとするときは、共同出願契約を締結しなければ　ならない。

（優先実施権）

第７条　甲は、当該共同研究の結果、技術上の成果（以下「研究成果」という。）に関す　る発明であって、甲に承継された特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（第　５条により甲又は乙が特許出願したものを除く。以下「甲に承継された特許権」という。）　に係わる発明を、乙又は乙の指定するものに限り、乙又は乙の指定するものとの間で締結する当該共有に係る特許権等の許諾に関する契約の締結の日から３年間優先的に実施させるものとする。

２　甲は、研究成果に関する発明であって、甲又は乙の共有に係わる特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「共有特許権」という。）に係わる発明を、乙の指定するものに実施させようとして乙が申し出たときは、当該指定を受けたものに限り、当該指定を受けたものとの間で締結する当該共有に係る特許権等の許諾に関する契約の締結の日から３年間優先的に実施させるものとする。

（第三者に対する実施の特許）

第８条　甲は、乙又は乙の指定するものが甲に承継された特許権に係わる発明を、前条の　規定による優先的実施の期間（以下「優先的実施期間」という。）中、その第２年以降に　おいて正当な理由がなく実施しないときは、乙又は乙の指定するもの以外のもの（以下　「第三者」という。）に対し、当該発明の実施を許諾することができる。

２　前項の規定は、乙の指定するものが優先的実施期間中、その第２年以降において共有特許権等に係わる発明を正当な理由なく実施しないときについて準用する。

３　甲は、前条第１項の規定により乙又は乙の指定するものに優先的実施権を付与した場　合において、当該優先的実施権を付与したことが公共の利益を著しく損なうと認められ　るときは、あらかじめ乙に連絡することにより優先的実施期間中においても第三者に対　し当該権利に係わる発明の実施を許諾することができる。

４　甲は、第三者が共有特許権等に係わる発明を実施できないことが公共の利益を著しく　損なうと認められるときは、第三者に対し当該発明の実施を許諾することができる。

５　甲は、第２項及び第４項の規定により第三者に対し共有特許権等に係わる発明の実施　を許諾しようとするときは、特許法第73条第３項の規定に係わらず、単独で当該実施の　許諾をすることができる。

（実施料）

第９条　乙又は乙の指定するものは、甲に承継された特許権等に係わる発明を実施しよう　とするときは、甲の許諾を受けた後、別に実施契約に定める実施料を、甲に支払わなければならない。

２　乙は、共有特許権等に係わる発明を実施しようとするときは、甲に対し、別に実施契　約に定める実施料を支払わなければならない。

３　共有特許権等について乙の指定するもの又は第三者から徴収する実施料は、当該権利　に係わる持ち分に応じ、甲及び乙に配分するものとする。

（特許料等）

第10条　甲及び乙は、共有特許権等に関する出願費、出願審査の請求料及び特許料につい　ては、出願時に両者で協議する。

（技術知識書）

第11条　甲及び乙は、互いに必要と認めて特に指定したときは、共同研究の結果得た技術　上の知識を、できる限り精緻な文書として提出しなければならない。

（研究成果の公表等）

第12条　甲又は乙は、本共同研究の実施期間中において、研究成果を甲又は乙以外のもの　に知らせようとするときは、それぞれ乙又は甲の同意を得るものとする。

第13条　甲は、第２条に定める本共同研究の実施期間終了後、研究成果を公表するものと　する。ただし、乙が業務上支障があるため甲に対し研究成果を公表しないように申し入れたときは、甲に承継された特許権等であって第７条（第14条において準用する場合を含む。）第１項の規定により優先実施権を付与されているものに係わる研究成果、乙の研究成果であって、特許を受ける権利（又は特許権）の存在するもの又は共有特許権に係わる研究成果に限り、研究成果の全部又は一部を公表しないことができる。

２　甲は、第８条（第14条において準用する場合を含む。）の規定により第三者に対し実　施の許可を決定したときは、前項ただし書きの規定に係わらず、研究成果を公表するものとする。

３　第１項のただし書きに定める場合において、甲は乙の研究成果に係わる利害に関係の　ある事項について、研究成果を公表するまでの期間中秘密を保持するものとする。

（準用）

第14条　第５条から第10条までの規定及び第13条の規定は、意匠権及び意匠登録を受ける権利、実用新案権及び実用新案登録を受ける権利並びに育成者権及び品種登録を受ける地位について準用する。

（協議）

第15条　この契約で定めるもののほか、研究成果の取り扱いその他必要な事項については、甲乙協議して定めるものとする。

　この契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管する。

　 令和６年　月　日

甲　 群馬県伊勢崎市西小保方町４９３

群馬県農業技術センター

所長　○○○○○○○

乙　　○○○○○○○○○○○○○（所在地）

○○○○○株式会社（法人名）

　　　　　　　　　 代表取締役　○○○○○（代表者）

別表１　研究分担

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 研究項目 | 研究内容 | 研究分担 |
| ・○○○○○  ・○○○○○ | ・○○○○○  ・○○○○○ | ○○○○○  ○○○○○ |

　　別表２　研究実施機関

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施場所 | | 担当部署及び研究員 |
| 甲 | 群馬県農業技術センター | ○○○○○  ○○○○○ |
| 乙 | ○○○○株式会社 | ○○○○○  ○○○○○ |